

タクシー 運転手

規制緩和で労働環境悪化

日本共産党・仁比議員が参院決算委で打開策求める



◎仁比聡平参院議員

(タクシー労働者は)労働時間が異常に長くて、給料、収入は少ない。時間当たりの賃金格差は(全産業の)ほぼ半分程度。更に実態はも

っとひどい。福岡のある会社の賃金体系をみると、Aランク42万円以上の月収が上げられれば歩合は57%だが、42万円を切ればいきなり47%になる。

日本共産党の仁比聡平参院議員は5月10日、参院決算委員会、規制緩和によるタクシー運転手の労働環境悪化問題を取り上げました。以下、質問の要旨です。

ノルマに足らぬ分は手出し、低賃金が運転手の質低下に(仁比)

「歩合制のありようがこれでいいのか」、厚労省と連携する(大臣)

◎低賃金・長時間労働のタクシー労働者

	全産業	タクシー
年間給与総額	543万円	308万円
年間総実労働時間	2096時間	2412時間
1時間あたり給与	2591円	1277円

◎福岡のある会社の賃金体系

	月あたり営業収入額①	歩合率②	労働者の基本給(①×②)	A賃金との差額
A	42万円	57%	23万9400円	
B	41万円	47%	19万2700円	4万6700円
C	40万円	47%	18万8000円	5万1400円
D	39万円	44%	17万1600円	6万7800円

※市内の月あたり営業収入の平均額は約40万円
※労働者の平均年齢は55歳。基本給は完全歩合制。24時間勤務で月13回乗車

会社は、一台当たりの営業額が上がらなくても会社全体が売上げは確保する。ノルマに足らない分を自らの手出しをして会社に納める、サラ金から借りて自己破産に至る例もある。この低賃金構造が運転手の質の低下を生み出しているのではないか。その認識を持って対応を。

●北側一雄国土交通大臣
こういう歩合制のありようについて、これで本当にいいのか、厚生労働省とよく連携を取って対応をする。

月26日勤務の会社も——異常な長時間労働(仁比)

◎仁比聡平参院議員

タクシー事業は、一車営業が下がっても会社全体の売上げを確保するために増車し、過当競争が生まれて長時間労働が常態化する。北九州のある事業者は、保有台数38台で運転者数37

人しかいないのに、82%の実働率だ。運転者一人当たりの収入は40万8096円で、一日一車は1万5631円だから、26日働く計算になる。24時間前後働く人もある。極めて異常な長時間労働だ。

●松井一實・厚労省審議官
労働時間、賃金、労働条件が労働基準関係法令に違反が確認された場合は厳正に対処する。国交省と連携を取り、合同の監督、監査の実施も今年度からやっていく。

規制緩和で増車後、事故増大も。地域に応じた対策を(仁比)

◎仁比聡平参院議員

規制緩和後急速に増車した地域で事故件数の増大が起こつ

ている。

免許制度を提案している。(交通政策審議会の)小委員会、現在東京と大阪で実施のタクシー業務適正化特別措置法の指定地域を全国の政令指定市に拡大することを議論している。

●北側一雄国土交通大臣
小委員会には組合も入っており、意見や提案も踏まえ審議する。6月目途に結果が出る、今後の政策立案に反映させたい。

●規制緩和の増車で事故増

	増車率	事故率
宮城県	118%	131%
大阪府	113%	118%
沖縄県	107%	149%
全国平均	106%	104%

*2001年を100とした場合

●タクシー業務適正化特別措置法...タクシー運転手の運転技能を確保するため、地理試験の合格などを要件に登録を受けた運転者でなければ指定地域内で乗務できないことを定めた法律。この法に基づき、タクシーセンターが、運転者の指定登録機関・適正化事業の実施機関や地理試験事務の代行機関として活動。

総連は、タクシーセンターの拡大は、その市場のそれぞれの特徴をしっかりと踏まえ、その